



# APO\_社労士通信

## 改正育児介護休業法②

2010年6月30日施行された育児介護休業法改正について、前号に引続きポイントを解説します。

### 1. 子育て期間中の働き方の見直し

改正前は、3歳未満の子を養育する労働者が、育児休業を取得していない場合には、下記①～⑦のいずれかの措置を講じることが事業主に義務付けられていましたが、改正後は①、②の措置は選択ではなく義務付けられました。

■改正前	■改正後
勤務時間短縮等の措置（いずれかを選択）	義務化（中小企業（常時100人以下の労働者）は2012/6/30～適用）
①短時間勤務制度 ②所定外労働の免除 ③フレックスタイム制 ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ⑤託児施設の設置運営 ⑥⑤に準ずる便宜の供与 ⑦育児休業に準ずる制度	①短時間勤務制度 ※適用除外あり ②所定外労働の免除
	※のうち、業務の性質等に照らして適用除外となる労働者には、改正前の③～⑦のいずれかの措置を、また、適用猶予される中小企業は改正前の①～⑦のいずれかの措置を講じることが義務付けられています。

#### ①短時間勤務制度のポイント

- ・短時間勤務の時間は、原則として6時間です。（原則としてとは、5時間45分から6時間までを許容する趣旨です。）
- ・所定労働時間が6時間未満の場合は短時間勤務制度の適用除外。6時間より短くする義務はありません。
- ・入社1年未満、週所定労働日数が2日以下の労働者、または業務の性質等によって短時間勤務制度を講じることが困難な労働者は、労使協定により対象外とすることが可能です。

#### ②所定外労働の免除のポイント

- ・小学校就学前の子のある労働者に適用される「時間外労働の制限（月24時間、年間150時間を限度とする制度）」による期間と重複しないようにする必要があります。（いずれか一方しか適用されません。）
- ・入社1年未満、または週所定労働日数が2日以下の労働者は、労使協定により対象外とすることが可能です。

### 2. 介護休暇制度の創設

要介護状態にある対象家族を介護する労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人の場合には1年度で5日、2人以上の場合には年10日の介護休暇を取得できるようになりました。

#### ◎介護休暇制度の注意点

- ・要介護状態にある家族が2人以上の場合は、10日の付与日数全てを1人で使用することも可能です。
- ・入社6カ月未満、または週所定労働日数2日以下の労働者は、労使協定により適用除外とすることが可能です。
- ・常時100人以下の労働者を使用する中小企業は、今回は適用を猶予され、2012年6月30日から適用となります。
- ・子の看護休暇同様に、半日単位や時間単位での取得を認める等弾力的な利用について配慮することとされました。



## 知っておきたいミニ知識(労働基準法)

### 第 28 回 出張時の労働時間

「労働時間」とは使用者の指揮命令下に置かれている時間をいいますが、社員が出張する場合、その労働時間はどのように取り扱われるのでしょうか。「出張先での労働時間」と「移動時間」について考えてみましょう。

まず、出張現場で仕事をしている時間は当然労働時間として賃金が発生します。しかし、出張中は通常使用者が具体的に労働時間を把握・管理することが難しい場合が多いでしょう。労基法第38条の2では「労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす」と規定しており、この規定が適用されて出張先での労働時間は「所定労働時間労働したものとみなされます。なお、これは「労働時間を算定し難いとき」の規定なので、使用者が実労働時間を算定できる場合には実労働時間分の賃金支払が必要になります。

次に移動時間ですが、こちらは原則として労働時間にはなりません。移動中は通常使用者から拘束されず自由なため労働時間とは解されないのです。通達では休日の移動時間について、「出張中の休日はその日に旅行する等の場合であっても、旅行中における物品の監視等別段の指示がある場合の外は休日労働として取り扱わなくても差し支えない(昭23.3.17基発461号)」としており、労働日の移動時間についてもこれが準用されています。これは海外出張の場合も同様で、飛行機での移動時間も上記のように「物品の監視等別段の指示」がなければ労働時間にはあらず、賃金は発生しません。なお、移動時間は労働していないといってもその業務の為に移動している、すなわち業務遂行性があるので、移動中に災害が発生した場合労災保険の対象にはなりません。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO\_社会保険労務士法人 本田和子 / 望月伸恵 / 三浦俊彦 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区塩場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1830

ホームページもご覧ください。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>